

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるとは、その翌日)

◇告 示 目 次
施 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験の実
生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出
生活保護法による医療機関の指定
解除予定の保安林にする旨の通知
飼料の分析検査の概要

◇公安告示
道路交通法による聴聞の実施
◇公 告
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催
◇正 誤
昭和四十二年十二月鳥取県条例第四十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第百二十一号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十三年法律第二百十七号）第二条第一項に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師試験を次のとおり実施するので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十四号）第十条の規定により告示する。

昭和四十二年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の日時

学科試験 昭和四十二年二月二十一日午前九時から
実地試験 昭和四十二年二月二十二日午前九時から

二 試験の場所

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

三 受験願書の提出期限

昭和四十二年二月十七日（郵送の場合は、二月十七日までの消印のあるものは有効とする。）

鳥取県告示第百二十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科	廃止年月日
星野 医院	鳥取市川端四丁目三九番地	外科、整形外科、小児科、皮膚泌尿器科、胃腸科	昭和四十二年一月 十一日
戸田 診療所	八頭郡郡家町郡家一、二三五番地	全科	二十八日
新戸田 医院	六四四番地	内科、外科、産婦人科、その他一般	三十一日

鳥取県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十

指定年月日	名称	所在地	診療科	開設者名
昭和四十二年一月十一日	星野 医院	鳥取市川端四丁目三九番地	外科、整形外科、皮膚泌尿器科、小児科	星野 茂子
十四日	谷口 医院	梶川町五七番地	外科、消化器科、脳神経外科、整形外科、内科	谷口 薫
〃	安達 医院	米子市両三柳二〇四八番地	内科、小児科、放射線科	安達 厚
〃	二月 一日 戸田 医院	八頭郡郡家町郡家二三五番地	全科	戸田 喜久

鳥取県告示第百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字高所一〇三七の二、一〇三六、大字福兼字未鎌河原平三一九の一、三一九の二、三三八（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

砂防設備及び同推砂敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百二十五号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十月及び十一月に収去した飼料の

分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年二月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料名	登録番号	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
尾崎市西高洲町27番地 東急エビス産業株式会社関西工場 エビス印若豚完全配合飼料肉豚前期用 エビス印成種豚完全配合飼料種豚用 エビス印完全配合飼料幼豚用	4664 3246 4663	15.0	2.0	7.5	10.0	昭和41年10月11日 倉吉市上井町320 有限会社朝倉本店
		15.7	2.9	4.9	6.4	
		15.0	3.8	8.0	10.7	
尾崎市築地町九番地 吳飼糧株式会社 クレマツ印完全配合飼料成鶏用みやじま	3494	17.0	3.0	6.0	11.0	昭和41年10月25日 倉吉市福吉町1389 吳飼糧倉吉営業所 粗たん白質不足
		16.4	4.3	2.5	8.6	
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社 カネニ印成鶏用完全配合飼料採用A号 ツシユ カネニ印完全配合飼料若豚育成用カネトン カネニ印完全配合飼料乳牛一号 カネニ印完全配合飼料幼豚育成用ペーコン ツシユ	3550 3406 3193 4461	17.0	2.5	7.0	11.0	昭和41年10月25日 倉吉市新町1丁目 有限会社谷本商店倉庫 粗たん白質不足
		17.4	3.0	2.2	8.4	
		14.0	1.5	7.4	10.0	
		13.8	3.2	4.5	7.0	
		16.0	1.3	10.0	10.0	
		17.6	3.1	6.9	7.5	
15.0	2.0	6.5	9.0			
16.9	3.0	3.5	6.3			

神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場	マルマス印完全配合飼料成鶏タカラマツシユ マルマス印完全配合飼料成鶏タカラ	5311 5310	17.0 17.1 17.0 18.5	3.0 4.5 4.1 4.1	7.0 3.4 7.0 2.9	11.0 9.6 11.0 11.9	昭和41年11月28日 鳥取市富安333 中村産業株式会社倉庫 粗灰分過剩
神戸市兵庫区御崎本町3丁目68 日和産業株式会社神戸工場	マルヒ印成鶏用完全配合飼料ホーブ マルヒ印一号成鶏用完全配合飼料	4885 2204	17.0 16.7 17.0 15.3	2.5 4.6 2.5 3.5	7.0 5.1 7.0 4.1	11.0 9.2 11.0 9.5	昭和41年11月29日 鳥取市行徳鳥羽屋田82の2 東部米穀卸協同組合倉庫 粗たん白質不足
広島市出島町12ノ1 船入糧工株式会社	ヒノマル完全配合飼料成鶏用フレンゾマツシユ ヒノマル完全配合飼料成鶏用特号マツシユ ヒノマル完全配合飼料若肉鶏用フロイラーC	5233 4047 4049	16.0 17.6 16.0 17.1 17.0 18.0	2.5 3.6 2.5 4.0 3.0 4.4	7.0 3.9 7.0 3.1 6.5 2.4	11.0 8.6 11.0 11.3 9.0 5.7	昭和41年11月29日 鳥取市吉方因伯通運株式会社倉庫 (鳥取県パソソ商事株式会社)

(備考) 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量で「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料の名	表示分	検査結果				収去年月日その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	
鳥取県東伯郡東伯町入橋1498 合名会社中本製麵所 精 選 麦		16.2			5.1	昭和41年10月11日 鳥取県東伯郡東伯町入橋1498 合名会社中本製麵所

吳市築地町九番地 吳飼糧株式会社 クレマツ印混合飼料竹号 クレマツ印配合飼料成鶏用青戸	表	9.2 13.0 13.4	3.0 5.4	6.0 4.2	2.7 10.0 8.0	昭和41年10月25日 倉吉市福吉町1389 吳飼糧倉吉營業所
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社 中目二種混合		9.4			1.7	昭和41年10月25日 倉吉市新町1丁目 有限会社谷本商店倉庫
岡山市桑田町1丁目24 小山物産株式会社 マルコ印5.5%動物性たん白質混合飼料	表	55.0 58.8			23.0 18.4	昭和41年10月25日 倉吉市新町1丁目 有限会社谷本商店倉庫
神戸市葦合区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清印乳牛用全完配合飼料ひかり 日清印肉豚用上用完全配合飼料	表 表	17.0 17.6 13.0 13.5	2.0 2.1 1.5 4.3	11.5 5.4 7.5 3.1	10.0 7.3 10.0 4.8	昭和41年10月25日 倉吉市宮川町177 亀嶋産業株式会社倉庫
鳥取市湯所2丁目143番地 倉谷魚粉製造所 4.5%魚粉	票	45.0 45.0			28.0 26.9	昭和41年11月28日 鳥取市湯所2丁目143番地 倉谷魚粉製造所
神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場 二種混合マールマス印		9.3			2.1	昭和41年11月28日 鳥取市富安333 中村産業株式会社倉庫
倉敷市浜町655 平糞米肥株式会社 動物性蛋白質混合飼料	表	30.6			30.0 33.5	昭和41年11月29日 鳥取市行徳鳥羽屋田82の2 東部米穀御協同組合倉庫 粗灰分過剰

神戸市兵庫区御崎本町3丁目68 日和産業株式会社神戸工場 ナルヒ印肉牛用配合飼料後期用	表	14.0 14.4	2.0 2.7	10.0 6.8	10.0 7.7	昭和41年11月29日 鳥取市行徳鳥羽屋田82の2 東部米穀卸協同組合倉庫
鳥取市東品治町 中嶋精麦製粉株式会社	米 糠	14.3 14.2			9.3 4.9	昭和41年11月29日 鳥取市東品治町 中嶋精麦製粉株式会社倉庫
広島市出島町12ノ1 船入糧工株式会社 ヒノナル つぶえ	表	13.0 13.0	3.0 4.3	10.0 4.6	10.0 6.0	昭和41年11月29日 鳥取市吉方 因伯運運株式会社倉庫 (鳥取県パン商事株式会社)

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を、「粟」とあるのは任意に成分票を附した飼料を、空白はそれら以外の飼料を示す。

検査結果の成分検査の欄中、上段は表示成分量を示し「粗たん白質」の欄及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。

収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年二月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

一 聴聞の期日及び場所

- 昭和四十二年二月二十三日 午前十時から
鳥取市東町 鳥取県警察本内(真庁七階)
鳥取県公安委員会委員室
- 二 聴聞当事者の住所及び氏名
- 1 岩美郡岩美町大字浦富一四三六の一 寺 坂 昇
 - 2 岩美郡岩美町大字浦富一〇四〇 日 下 部 和 太 郎
 - 3 岩美郡福部村大字久志羅二六八の一 田 中 善 喬
 - 4 鳥取市湯所町一丁目四四四 米 沢 善 正

5	鳥取市中村三八九	高橋春三
6	鳥取市桶屋町三五	上田修次
7	鳥取市賀露町一区一〇七七	金田漢成
8	鳥取市賀露町三区一一六四の一四	岡田忠雄
9	鳥取市吉方七三八	黄栄金
10	鳥取市西品治町三〇八	本城薫
11	鳥取市立川五丁目一六一	居地貢
12	鳥取市元魚町三丁目四〇	川田保夫
13	鳥取市大森町五区(田島四四)	小川和夫
14	鳥取市倭文四二四の一	小倉睦代
15	鳥取市湖山町一一九四	魚住英明
16	鳥取市行徳四〇〇の二	日野信義
17	鳥取市行徳六の一	西山信寿
18	岩美郡国府町大字山崎九一	山崎昭市
19	八頭郡河原町大字北村三六七の一	有田敦美
20	八頭郡河原町大字和奈見三五四の一	前田市郎
21	八頭郡河原町大字和奈見一七二の一	下田義勝
22	八頭郡八東町大字三浦一七六	保木清治
23	八頭郡八東町大字日下部四四二	西山一三
24	八頭郡船岡町大字殿四七三	山本美津雄
25	八頭郡若桜町大字高野四四二	厨子正一
26	八頭郡那家町大字米岡五五四の一	北村政明
27	八頭郡智頭町大字智頭二〇五一の三	国岡政助
28	八頭郡佐治村大字津野三六五	小谷道克

29	気高郡気高町大字宝木一一八九	三好修
30	気高郡気高町大字会下一二五	久野幸春
31	気高郡気高町大字宝木七六三	和田喜夫
32	気高郡青谷町大字青谷三六六二	若木由行
33	気高郡鹿野町大字河内八一六	中田悟
34	気高郡青谷町大字網見四九八	小木和夫

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により銃銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和42年2月14日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和42年3月9日 午後1時から	倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和42年3月14日 午後1時から	鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、那家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者
昭和42年3月17日 午後1時から	米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、銃銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、
乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地在を管轄する警察署長
を經由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数料の額(500円)に相当する鳥取県収入証

紙

(3) 印鑑

正

誤

昭和四十二年十二月鳥取県条例第四十二号中次の箇所に誤りがあつたの
を訂正する。

頁 四 行

誤

正

十五 下 四

第三十八の四

第三十八条の四